回覧

かんきょうだより

第50号
平成25年8月1日
【役場住民課生活環境係】
電話 2－3133

ごみの分別について

最近、ごみの出し方が非常に悪くなっております。
収集業者の方、自治会の方、近所の方など、多くの方に迷惑をかけておりますので、もう一度、ごみカレンダーなどで確認し、正しい分別排出をお願いいたします。

◆生ごみを、燃やせるごみの袋に入れて出す人がまだいます。
生ごみ袋は、ごみから水気を切るとしばらくもちます。
◆燃やせないごみの袋や燃やせるごみの袋に、なんでもかんでも入れて出す人がいます。
分別していないものは収集いたしません。
◆曜日を気にせず出す人がいます。
地区ごとにごみを出せる曜日は決められています。

手間でも、ルールとマナーを守りましょう！

焼却炉をお持ちの方へお知らせ

ごみを屋外で燃やすこと（野焼き）は法律で固く禁じられております。 たとえ少量であったり、焼却炉を使用したとしても、法律違反となり罰則が適用されます。
現在、家庭用焼却炉をお持ちで処分にお困りの方は、役場生活環境係へご連絡いただければ、ご対応いたします。

役場住民課 生活環境係 2-3133

作成者：林 真一